

# 「継続教育規程」が4月1日より変わります！ ——「FP実務と倫理」の必須化——

ライフプランという広範囲に及ぶ領域を包括的に取り扱うファイナンシャル・プランナーは、法令や金融商品、市場が日々変化するなか、顧客に対して常に最新情報による顧客本位のサービスが提供できるように、継続的に知識や技能の維持・向上に努めなければなりません。

ご存じのように、本協会ではライセンス認定基準の根幹に「4E\*」を据えています。AFP認定者、CFP®認定者には「4E」の1つである「教育（Education）」に相当する要件として、一時期の知識や技能にとどまらないように「継続教育規程」を定め、継続教育を義務付けております。この継続教育規程が平成18年4月1日より改定されますので、会員の皆様にお知らせいたします。

\*4E = 「教育(Education)」, 「試験 (Examination)」, 「経験 (Experience)」, 「倫理 (Ethics)」

## 4月1日からの変更ポイント

「資格更新に必要な課目要件」として「FP実務と倫理」を必須化（改定第3・4条関係）

継続教育制度においては、これまでも『FP学習ガイド』に規定する7課目\*のうち、最低2課目以上を履修していることとする資格更新要件でしたが、近時の倫理・コンプライアンス意識の高まり等を受け、本協会の資格認定者に対する対外的信頼をさらに向上させる方策として、倫理・コンプライアンスについての学習を必須とすることとしました。この倫理・コンプライアンスについては『FP実務と倫理』に含まれており、よってこれを含む最低3課目以上」と規程を変更することとしました。

\*7課目 = 「FP実務と倫理」・「金融資産運用設計」・「不動産運用設計」・「ライフプランニング・リタイアメントプランニング」・「リスクと保険」・「タックスプランニング」・「相続・事業承継設計」

### （現行制度との対照表）

	現 行	改定後
資格更新に必要な課目要件	下記「7課目」のなかで2課目以上  (1)「FP実務と倫理」 (2)「金融資産運用設計」 (3)「不動産運用設計」 (4)「ライフ・リタイアメント」 (5)「リスクと保険」 (6)「タックスプランニング」 (7)「相続・事業承継設計」	「FP実務と倫理」は必須 + 下記「6課目」のなかで2課目以上  (1)「金融資産運用設計」 (2)「不動産運用設計」 (3)「ライフ・リタイアメント」 (4)「リスクと保険」 (5)「タックスプランニング」 (6)「相続・事業承継設計」
「FP実務と倫理」として単位承認するための要件	「FP学習ガイド」に合致していれば特段の付加基準はなし	「倫理・コンプライアンス」に係る内容が含まれていることを要する
「FP実務と倫理」に係る単位数		AFP認定者・CFP®認定者とも最低1単位以上

### （例）AFP認定者の場合

「FP実務と倫理」... 3単位、「金融」... 10単位、「リスク」... 2単位

資格更新要件を満たす

『FPジャーナル』継続教育テスト... 15単位

資格更新要件を満たす

「ライフ・リタイアメント」... 10単位、「タックス」... 5単位

× 資格要件を満たさず（「FP実務と倫理」を受講していないため）

「FP実務と倫理」... 3単位、「不動産」... 12単位

× 資格要件を満たさず（「FP実務と倫理」以外で2課目が必要であるため）

### 適用時期・適用対象

「平成18年（2006年）4月1日以降に新たな継続教育期間を迎える資格認定者」から順次適用することとします。

### ご自身の適用時期の確認方法

『FPジャーナル』の送付状に記載されている「継続教育期間」をご確認ください

「あなたの継続教育期間 200\*/\*/\*~」の部分

「2006年4月1日以降」になった方から順次適用となります。

（例）

「2005 / 10 / 1 ~ 2007 / 9 / 30」と記載されている方

現在の継続教育期間は旧規定（「FP実務と倫理」が必須でない）がそのまま適用され

2007 / 10 / 1以降の次回継続教育期間から新規規程が適用となります。

	平成18年 (2006年)						平成19年 (2007年)	平成20年 (2008年)
	1月	2月	3月	4月	5月	~		
A	更新期限			FP実務と倫理 = 必須			新規規程で更新（3月末）	
B	更新期限				FP実務と倫理 = 必須		新規規程で更新（4月末）	
C	更新期限					FP実務と倫理 = 必須	新規規程で更新（5月末）	
	以降同じ							
D	更新	FP実務と倫理 = 必須ではない					更新後、必須（2月~）	
E	更新	FP実務と倫理 = 必須ではない					更新後、必須（3月~）	

### 継続教育規程改定

（新旧対照表）

\* 下線部は改定部分である。

現行規程	改定後
<p>（対象課目） 第3条 継続教育単位の対象分野は協会の定める「FP学習ガイド」とし、次の7課目をその対象とする。 (1) FP実務と倫理 (2) 金融資産運用設計 (3) 不動産運用設計 (4) ライフプランニング・リタイアメントプランニング (5) リスクと保険 (6) タックスプランニング (7) 相続・事業承継設計</p>	<p>（対象課目） 第3条 継続教育単位の対象分野は協会の定める「FP学習ガイド」とし、「FP実務と倫理」ならびに次の6課目をその対象とする。 (1) 金融資産運用設計 (2) 不動産運用設計 (3) ライフプランニング・リタイアメントプランニング (4) リスクと保険 (5) タックスプランニング (6) 相続・事業承継設計</p>
<p>（複数課目の履修義務） 第4条 AFP認定者ならびにCFP®認定者は、定められた継続教育期間において前条に列記された7課目の中から、2課目以上を履修しなければならない。</p>	<p>（必須課目ならびに複数課目の履修義務） 第4条 AFP認定者ならびにCFP®認定者は、定められた継続教育期間において、「FP実務と倫理」を履修し、かつ前条に列記された6課目の中から、2課目以上を履修しなければならない。</p>
<p>附則 1. 本規程は平成16年10月1日から適用する。 2. 平成15年3月31日までに取得した継続教育単位は、継続教育報告期間にかかわらずAFP認定者、CFP®認定者それぞれの旧規程を適用する。 3. 平成15年4月1日から平成16年9月30日までに取得した継続教育単位は、継続教育報告期間にかかわらず、旧規程を適用する。</p>	<p>附則 1. 本規程は平成17年10月1日から適用する。 2. 平成15年3月31日までに取得した継続教育単位は、継続教育報告期間にかかわらずAFP認定者、CFP®認定者それぞれの旧規程を適用する。 3. 平成15年4月1日から平成16年9月30日までに取得した継続教育単位は、継続教育報告期間にかかわらず、旧規程を適用する。 4. 第4条の規定については、平成18年4月1日以降に新たな継続教育期間を開始する者から順次適用する。</p>